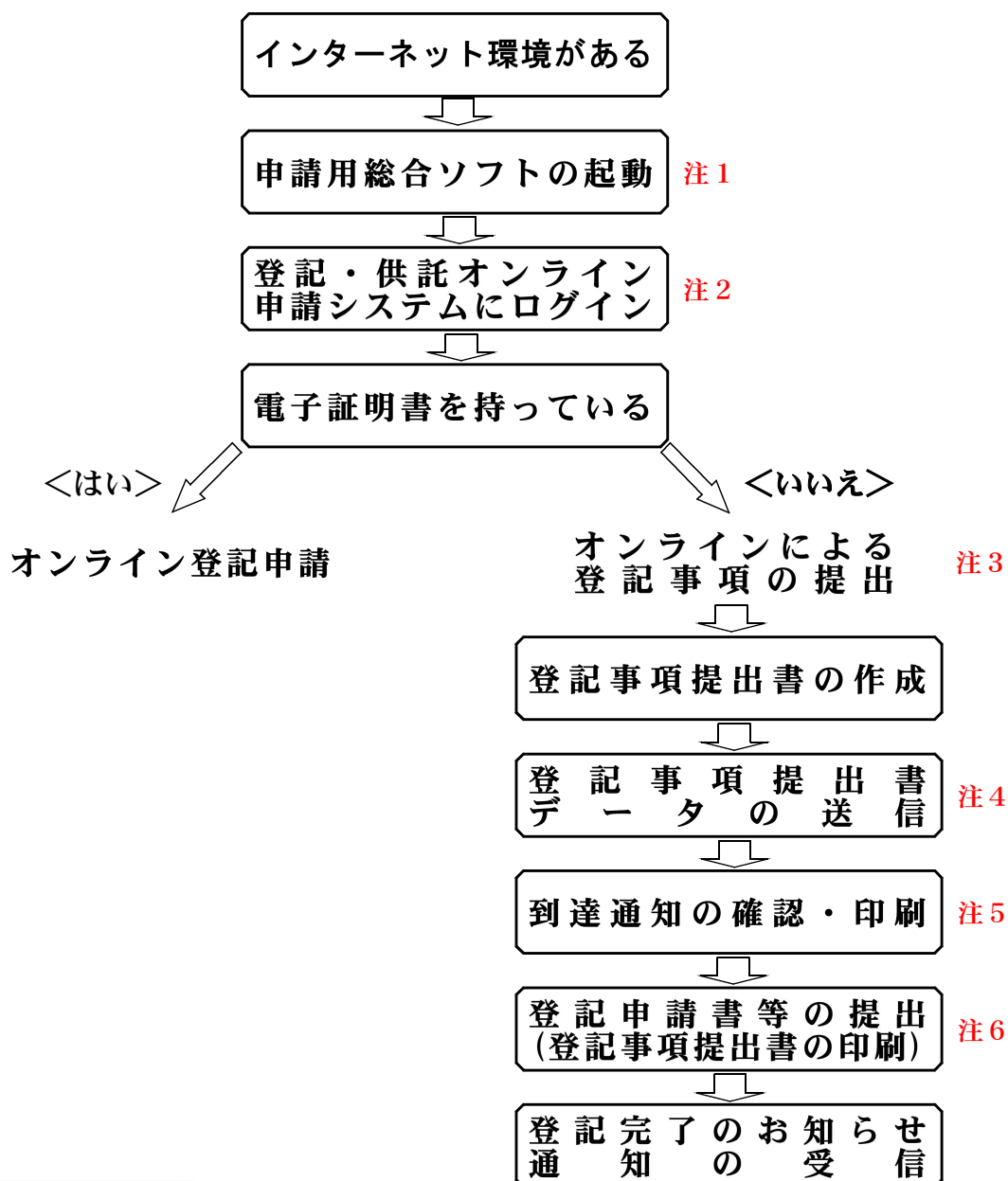


## 商業・法人登記の申請は 『オンラインによる登記事項の提出』 が簡単・便利です。

書面申請の場合、申請用総合ソフトを用いて作成した「登記事項提出書」をあらかじめ登記・供託オンライン申請システムを利用して送信し、その後、申請書及び添付書面を法務局に提出していただくことができます。

詳しくは、法務省ホームページを御覧ください。

[法務省ホームページ \(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00051.html\)](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)



### この方法のメリット

- 登記事項提出書を作成すると、併せて申請書及び委任状が作成できます。
- 電子署名及び電子証明書は必要ありません。
- 磁気ディスクや用紙を用いた登記事項の提出は必要ありません。
- 処理状況に関するお知らせをオンラインによって受けることができます。

注7

**注1** 申請用総合ソフトの起動

申請用総合ソフトは、次のホームページからダウンロードすることができます。

＜登記・供託オンライン申請システムのホームページ＞

<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp>

**注2** 登記・供託オンライン申請システム

このシステムを初めて利用される方は、あらかじめ、上記ホームページから「申請者情報登録」をしてください。

**注3** オンラインによる登記事項の提出

この方法は、登記のオンライン申請ではありません。

飽くまでも、登記事項のデータをオンラインによって送信するものであり、書面申請における登記すべき事項の提出方法の一類型です。

**注4** 登記事項提出用データの送信

送信方法は、登記・供託オンライン申請システムを利用する方法に限られます。

なお、登記事項提出書の作成、データの送信については、「登記・供託オンライン申請システム申請者操作手引書（商業・法人登記申請 申請用総合ソフト編）」【PDF】の「8 書面によって商業・法人登記の申請を行う場合の登記事項提出書の送信」を御覧ください。

**注5** 到達通知の印刷

到達通知は、登記事項提出書が登記・供託オンライン申請システムに到達すれば、申請用総合ソフトの処理状況表示画面から到達通知を確認することができますので、その通知を印刷の上、登記申請書等と共に登記所に提出してください。

**注6** 登記申請書等の提出

○ 申請書は、登記事項提出書と併せて印刷されたものを、登記所に持参又は郵送してください。

（申請書は、別途作成して提出することもできますが、その場合は「登記すべき事項」欄に、「オンラインにより提出済」と記載してください。）

○ 委任状は、登記事項提出書と併せて作成した場合は、登記事項提出書と併せて印刷されます。

○ 登録免許税を、電子納付することはできません。

通常の書面申請と同様に、白紙に収入印紙（又は領収証書）を貼りつけて納めていただくことになります。

○ 外字を作成した場合は、外字ファイルを申請書と共に提出してください。

○ 登記申請書、収入印紙（又は領収証書）を貼りつけた用紙に加えて、委任状又は外字ファイルがあるときは、これらを合綴した上で、申請人又は代理人の印鑑によって契印をしてください。

○ 登記申請書等は、登記事項提出書が登記・供託オンラインシステムに到着した後、速やかに提出してください。

**注7** 処理状況に関するお知らせ

受付番号のお知らせ、補正がある場合のお知らせのほか、手続が終了したときのお知らせは、提出番号によって確認することができます。

（補正や取下げ等が必要な場合はオンラインではなく書面等ですることになります。）